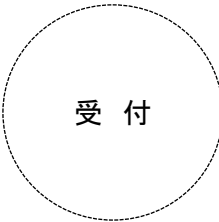


令和7年度 市民税・県民税 申告書（課税となる収入がなかったかた用）

(あて先)
十和田市長



令和7年 1月1日 の住所	十和田市		提出 年月日	令和 年 月 日	
現住所	同上		電話 番号	自宅・勤務先・携帯 — —	
フリガナ			フリガナ	申告者から 見た続柄	
氏名	大昭平 年 月 日		代理人 氏名		
個人番号	性別 男・女		代理人 電話番号	自宅・勤務先・携帯 — —	

①収入金額 令和6年中の生活状況(太線内)について、記入及び該当する項目の前の□に✓を入れてください。
私は、令和6年中に課税となる収入がなかったことを申告します。なお、生活状況については下記のとおりでした。

☐ 1. 下記の者に扶養されていた	住所	申告者と 同じ	氏名	申告者から見た 扶養主の続柄
☐ 2. 非課税の年金や恩給、雇用保険などで生活していた	種類	□障害年金・□遺族年金・□福祉年金・□遺族恩給 □雇用保険(失業給付)・□児童扶養手当		年額 円
☐ 3. 生活保護法により、生活扶助を受けていた	年 月 日 ~ 年 月 日 まで			
☐ 4. その他(生活費の入手先を記入してください)	□預貯金で生活・□病気療養中・□家族などの援助・□学生・□借入金で生活 □他()			

②該当する項目があれば下記に記入及び該当する項目の前の□に✓を入れてください。

本人控除	☐ 寡婦	次の①、②のいずれかに該当の場合 ①夫と離婚した後婚姻をしていないかたで、扶養親族(総所得金額等が48万円以下)を有するかた。 ②夫と死別後婚姻をしていないかた、もしくは夫の生死が不明なかた。				
	☐ ひとり親	現に婚姻をしていないかた又は配偶者の生死が不明なかたで、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有するかた。				
	【寡婦控除・ひとり親控除 共通要件】 ①本人の合計所得金額が500万円以下のかた。 ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人(本人又は同一世帯に属する人の続柄が未届の夫又は未届の妻)がいないかた。					
	☐ 障害	☐ 身体・ ☐ 精神・ ☐ 愛護・ ☐ 介護認定 () 級				
扶養親族	氏名		申告者から見た続柄	生年月日	状況	障害
				大昭平 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 身体 ☐ 精神 ☐ 愛護 ☐ 介護認定 級
	個人番号					
				大昭平 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 身体 ☐ 精神 ☐ 愛護 ☐ 介護認定 級
	個人番号					
			大昭平 年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 身体 ☐ 精神 ☐ 愛護 ☐ 介護認定 級	
個人番号						

【問い合わせ先】
十和田市役所 税務課市民税係
〒034-8615
青森県十和田市西十二番町6番1号
TEL(直通) 0176-51-6767・6766

税務課 整理 欄	提出方法	本人確認	支援システム	基幹システム
	☐ 郵送	□番号確認 マイナンバーカード		
	☐ 持参	□本人確認 免許証・年金テ・障害テ・保険証・他()		